

令和 5 年 8 月 21 日

厚生労働省「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」

座長 玉井 和博 様

一般社団法人全国がん患者団体連合会

理事長 天野 慎介

旅館業法の見直しに関する意見書

改正旅館業法の円滑な施行に関して、厚生労働省からの「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」への意見提出の求めに対し、全国がん患者団体連合会として以下の意見を提出いたします。

記

医師の診断の結果の報告や客室等での待機等を求める対象(法第 4 条の 2 第 1 項第 1 号の「政令で定める者」関係)国会質疑では以下の通り答弁しており、医師の診断の結果の報告や客室等での待機等を求める対象として、特定感染症の症状を呈している者のほか、濃厚接触者や同行者を定めることについて、どう考えるか。

特定感染症の症状を呈している者の濃厚接触者や同行者については、特定感染症に感染している可能性を否定できないことから、感染防止対策への協力要請の対象とすることは許容されると考える。

I 有症状者等に求める協力の内容について、客室等での待機、健康状態等の確認、発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するもの等とすること
ii その他の者に求める協力の内容について、健康状態等の確認のほか、発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものとする
iii 有症状者等に求める報告の内容及び方法に関して、医師によって特定感染症の患者と診断されたか、症状が特定感染症以外の要因により生じたものであるかについて、書面又は電磁的方法(やむを得ない場合は口頭)による報告とすること
について、どう考えるか。

有症状者等あるいはその他の者に求める協力の内容について、感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものであることであれば、許容されると考える。報告の内容及び方法に関して、書面又は電磁的方法(やむを得ない場合は口頭)による報告とすることも、診断の内容を正しく伝える点から許容されると考える。

協力の求めに応じない「正当な理由」としてどのようなものが考えられるか(法第 4 条の 2 第 4 項関係)国会質疑では以下の通り答弁しており、

- ・ アルコールへのアレルギーがあって手指消毒が困難である場合
 - ・ 障害がある等の理由によりマスク着用が困難である場合
 - ・ 医療機関の逼迫や診療時間外によって医師の診察を受けられない場合
- 等が考えられるが、その他にどのようなものが考えられるか。

がん患者に関しては、がんの進行により腫瘍熱を生じる場合もあれば、治療による骨髄抑制に伴い、発熱を生じる場合もあり得る。そのような身体状態であれば、旅行を控えるべきと考えることも出来るが、一方で、できるだけ仕事や日常生活を送りながらがん治療を継続することも広がっており、あるいは遠隔地の医療機関で外来の化学療法や放射線療法を受けるために、宿泊して治療を受けているがん患者もいる。よって、がんの治療中であることを示す書類等を所持している場合には、協力の求めに応じない「正当な理由」の一つとして考慮されるべきと考える。

宿泊しようとする者が「特定感染症の患者等」に該当する場合に留意すべき点は何か(法第5条第1項第1号関係)。

過去に複数の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実があることに鑑み、感染症法等において感染防止対策として求められた措置を超えた過剰な対応や制限がなされないように留意することが必要と考える。また、一方的に協力要請をするのではなく、協力が必要となる内容とその理由について説明する資料や連携する医療機関のリストなどを予め用意し、丁寧に説明することが必要と考える。

「実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの」(法第5条第1項第3号)は、障害者差別解消法との整合性も踏まえた上で、どのような要求を対象とすべきと考えるか。またどのような要求は対象外とすべきと考えるか。

「宿泊客から従業員に対する威圧的な言動や暴力行為」は犯罪にあたる場合もあり、これらの要求は当然のこととして対象とするが、「宿泊客からの要求の内容や要求を実現するための措置が、社会通念上不相当であるようなもの」については、何を以て不相当とするかの線引きが困難な場合もある。例えばがん患者の場合、がんの病態や治療によっては身体的なハンデや障害を負っている場合があり、これらについてはいわゆる合理的な配慮が必要な場合に該当することも考えられる。よって「威圧的な言動や暴力行為」については当然対象とするとしても、「社会通念上不相当であるようなもの」については対象としない、あるいは対象とする場合には「合理的な配慮」が必要とされる具体的な事例をQ&A等で明示する必要があると考える。

これまでに繰り返し要求を行った結果、宿泊拒否に至った事例のうち、不当と考えられた事例があれば、その詳細。その他、宿泊拒否事由について留意すべき点は何か。

がん患者ががんであることのみを理由として、宿泊拒否に至った事例は認識していないが、例えば乳がんの患者さんが大浴場などでの入浴に際して、胸を覆う肌着「入浴着」を着用しての入浴を拒否された事例など、がんの病態や治療によって負っているハンデや障害を理由に不利益を被った事例は存在している。

努力義務となる従業員への研修について、どのような内容を盛り込むべきと考えるか(法第3条の5第2項関係)。その他、従業員への研修の実施について留意すべき点は何か。

上記の通り、例えば乳がんの患者さんが大浴場などでの入浴に際して、胸を覆う肌着「入浴着」を着用しての入浴を拒否された事例、あるいは大腸がんでオストメイトの患者さんがトイレや入浴の際にやはり身体的、精神的な障壁を感じた事例がある。こういったがん患者さんに対して、特別に配慮や対応を行っている宿泊施設も増えているが、そういった対応を行っていない施設や、行っても周知や広報が十分に行われていない施設もあることから、がん患者など当事者の意見を反映した形での研修(あるいはモデル研修の策定)を実施することが望ましい。なお、旅館業に関わる従業員の中にはがんに罹患し、仕事をもちながら治療を受けている人たちもおり、治療や病気に進行に伴う身体的な制約が生じる場合があることに加え、基礎疾患を有することによる感染症の重症化リスクへの不安を抱えながら、仕事をされている場合もあることから、研修についてはこういった従業員の雇用継続と健康を保護する観点からの内容も含むことを検討いただきたい。また、従業員への研修とは別に、旅館等が行う感染対策について宿泊客が理解を得るための公的な啓発資材等の準備も必要と考える。

以上